

官公庁におけるバリアフリー化の 推進に関する行政評価・監視 《評価・監視結果に基づく通知》



総務省三重行政評価事務所(所長:井上則雄)は、平成18年8月から11月にかけて標記行政評価・監視を実施し、その結果に基づき、平成18年12月1日、関係機関に対して、改善事項を通知しました。

※「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

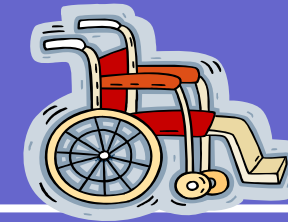
総務省三重行政評価事務所

【照会先】

評価監視官(桑原)

電話:059-227-6661

1 概略



背景

バリアフリー化推進要綱(平成16年6月)

バリアフリーに関する関係閣僚会議(平成12年3月設置)で定められたもので、高齢者・身体障害者を始め、誰もが社会の担い手としての役割を持つ国づくりを目指し、ハード・ソフトの両面にわたるバリアフリー化のための施策を強力に推進するとし、官公庁施設のバリアフリー化については、円滑な利用が確保されるよう積極的に推進することとしている。

目的

官公庁施設のバリアフリー化の推進を確保する観点から、ハード・ソフトの両面から、三重県内における国の34庁舎(※)について、実態を調査

※ 34庁舎は、法務局、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所、運輸支局、税務署等の窓口業務を有している機関が管理している庁舎である。

評価監視

- (1) 特定施設の整備
- (2) 特定施設の維持管理・運用
- (3) 窓口職員の応接

左記の3つの視点から関係機関に対し該当事項について改善を求めた。

2 調査結果

(1) 特定施設の整備

※ 特定施設とは、出入口、階段、昇降機、便所等のハートビル法等で定められたバリアフリーに関係する設備のことです。

目安としての基準

- (1) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）【通称：ハートビル法】
- (2) 建築設計基準（平成18年3月31日国営整第158号）
- (3) 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例（平成11年3月19日三重県条例第2号）

調査結果

国の33庁舎に係るバリアフリーに関する整備状況を調査した結果、31庁舎209事例について、さらに改善の余地のある事例を把握した。（当該209事例は、法令に違反したものではありません。）

- 《例》
- ① 車いす使用者用駐車施設
 - ・ 区画の幅員が基準を満たしていないもの
 - ② 視覚障害者誘導用ブロック
 - ・ 線状ブロックを敷設すべきであるにもかかわらず点状ブロックを敷設しているもの
 - ③ 車いす使用者用便房（多機能便房）
 - ・ 車いすの回転に必要な十分な空間が確保されていないもの
 - ④ 便所
 - ・ 手すり付床置き式小便器が設置されていないもの
 - ⑤ 階段
 - ・ 踏面の端部とその周囲の部分の色が同系色であることから容易に識別しにくいもの

※ 事例の詳細は別添資料参照。

通知

該当する庁舎の管理者（※）
に対し、より一層のバリア
フリー化の推進に努めるよう
通知

※ 津地方法務局長
三重労働局長
三重社会保険事務局長
三重運輸支局長
該当税務署長



(2) 特定施設の維持管理・運用

調査結果

国の34庁舎における特定施設の維持管理・運用状況を調査した結果、改善の余地のある事例や配慮が十分とはいえない事例が20庁舎において29事例みられた。

《例》

- ① 維持管理では、
 - ・ 身体障害者用施設を表す表示等が経年劣化等で見えにくくなっているもの
- ② 運用では、
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの上に障害物がかかっているもの
 - ・ 点字表示に誤りがあるもの



通知

該当する庁舎の管理者(※)に対し、適正な維持管理とハートビル法等の趣旨を職員等により深く理解させるよう通知

※ 津地方法務局長、三重労働局長、三重社会保険事務局長、三重運輸支局長、該当税務署長

(3) 窓口職員の応接

サービス向上マニュアルの策定

バリアフリー化推進要綱において、窓口業務を行う施設においては、職員に対する啓発を行うなど、バリアフリー化の観点からのサービス向上が求められている。
また、障害者施策推進本部では、障害者が窓口を利用する際に配慮すべき事項を具体的に示した「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を策定している。

公共サービス窓口における
配慮マニュアル



障害のある方に対する心の身だしなみ

調査結果

窓口業務に従事している34機関を調査した結果、19機関において配慮マニュアルを活用していない。

通知

関係機関(※)に対し、窓口職員に対して配慮マニュアルを活用するよう通知

※ 三重労働局長、三重社会保険事務局長、三重運輸支局長

資料

1 特定施設の整備

(1)	車いす使用者用駐車施設			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
	33	8	9	24.2%
内容例	<p>区画の幅員が基準を満たしていないもの</p> <p>車いす使用者用駐車施設は、幅員は350cm以上と定められているが、250～317cmと規定を満たしていないものがある。</p>			

(2)	視覚障害者誘導用ブロック			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
	33	22	50	66.7%
内容例	<p>線状ブロックを敷設すべきであるにもかかわらず点状ブロックを敷設しているもの</p> <p>本来、方向を表す線状ブロックを敷設すべきところに、注意喚起のための点状ブロックが敷設されており、誘導の役割が果たせていない。</p>			
	該当事例		線状ブロックで案内している例	
				


(3)	車いす使用者用便房(多機能便房)			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
	33	14	21	42.4%
内容例	車いすの回転に必要な十分な空間が確保されていないもの			
	<p>車いす使用者用便房は、車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保することとされているだけで、具体的な数値は定められていない。しかし、車いすは JIS 規格により全長 1,200 mm 以下、全幅 700 mm 以下と定められており、少なくともこのサイズの車いすが中で動けるだけのスペースが確保されていなければならない。「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準 平成 15 年 2 月」では、手動車いす使用時の最小円回転の直径を 150 cm としている。今回調査した車いす使用者用便房(多機能便房)のなかで奥行きと幅員のどちらかあるいは両方が 150 cm に達していない便房を十分な空間が確保されていないものとした。</p>			

(4)	便所			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
	33	24	52	72.7%
内容例	手すり付床置式小便器が設置されていないもの			
	<p>入口及び窓口があるフロアの男子便所には最低1つの床置式もしくは低リップ式の小便器を設け手すりを設置しなければならないが、床置式小便器がないもしくは床置式小便器があっても手すりがひとつも設置されていない。</p>			
	該当事例		低リップ式で手すりも設置された例	
				



(5)	階段			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
	30	20	37	66.7%
内容例	踏面の端部とその周囲の部分の色が同系色であることから容易に識別しにくいもの			
	階段の踏面の端部（滑り止めが施された部分）の色を、階段の踏面全体と比べて明度差を設けること等により識別しやすくしなければならないが、同色同明度等で識別しやすい状態とはなっていない。			
	該当事例		識別しやすい階段の例	
				

(6)	傾斜路(スロープ)			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
	27	20	31	74.1%
内容例	こう配が基準以上となっているにもかかわらず手すりが設置されていないもの			
	勾配が12分の1を超えている若しくは高さが16cm以上ある傾斜路は手すりを設置しなければならないが、勾配が基準以上であるのに手すりが設置されていない傾斜路がある。			
	該当事例		手すりのある例	
				

(注) 調査対象とした33施設のうち段差が無い等の理由により傾斜路がない施設は調査対象施設数から除外

(7)	昇降装置(エレベーター)			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
	9	2	4	22.2%
内容例	エレベーター内の押しボタンに点字表示がないもの			
	<p>利用円滑化経路を構成するエレベーターの制御装置には、車いす使用者用のものを除き、点字により表示する等により視覚障害者が円滑に操作できる構造としなければならないが、乗降ロビーの制御装置には点字表示しているが、かご内の制御装置には点字表示されていないものがある。</p>			
	該当事例		点字表示された例	
				

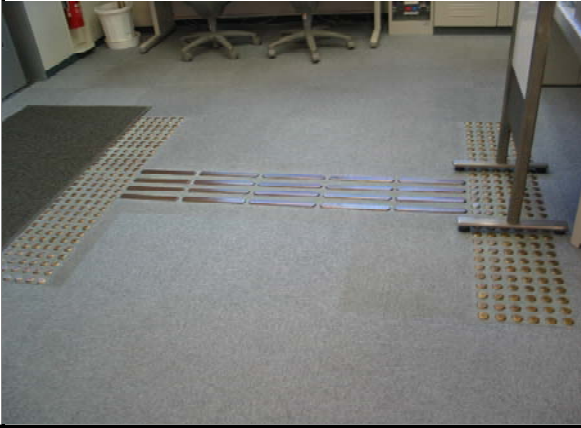
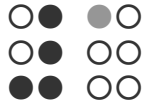







(注) 調査対象とした33施設のうち昇降装置がない施設は調査対象施設数から除外した。

(8)	その他			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
		5	5	
内容例	排水溝の蓋が杖先や車いすのキャスターが落ち込む恐れのある構造になっているもの			
	<p>施設内通路には排水溝等が設置されており、蓋がしてあるが、その蓋に設けられた溝が2.5cmと広く、白杖の先や車いすのキャスターが落ちてしまう可能性がある</p>			
	該当事例		溝の間隔が狭い例	
				

(注) 施設の状況によりあるとは限らないものであるため、対象施設数は存在しない。

2 特定施設の維持管理・運用

(1)	維持管理			
概況	調査対象施設数(a)	事例該当庁舎数(b)	事例件数	割合(b/a)
	34	3	4	8.8%
内容例	身体障害者用施設を表す表示等が経年劣化等で見えにくくなっているもの			
	障害者用のインターフォンに身体障害者用施設を表すプレートが付いているが、薄くて認識しづらくなっている。			
	該当事例			
				

(2)	運用			
概況	調査対象施設数(a) 34	事例該当庁舎数(b) 19	事例件数 25	割合(b/a) 55.9%
内容例	視覚障害者誘導用ブロックの上に障害物がかかっているもの			
	受付を案内している視覚障害者誘導用ブロックの上に案内板が置かれている。			
	該当事例			
内容例	エレベーター内の押しボタンに点字表示の誤りがあるもの			
	エレベーター内の点字表示で数字の「2」の案内が上下逆さまになっている。			
	点字による数字の表し方			該当事例
	1	2	3	4
				
5	6	7	8	
				
9	0			
